

令和8年度採用 福岡市市民局市民公益活動推進課 認証・認定相談員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間

令和7年11月17日（月）～令和7年12月8日（月）【午後5時必着】

2 募集内容

職名	認証・認定相談員
採用予定人数	1人
職務の概要	・特定非営利活動法人（NPO法人）に係る相談、申請・報告書類等の受付及び確認業務 ・認定NPO法人及び特例認定NPO法人に係る相談、申請・更新書類の受付及び審査業務 ※認定・特例認定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして認定・特例認定を受けたNPO法人のことをいいます。 ・各種説明会・基盤強化講座等の講師業務 等
勤務地	福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課 （福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所7階）
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。 ※65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。
受験資格	1 <u>応募の時点において次の資格要件を全て満たす人</u> （1）簿記検定2級以上を有していること （2）基本的なパソコン操作（エクセル・ワード等）ができること （3）会計、財務、経理関係の業務において概ね3年以上の実務経験を有すること （4）上記任用期間を通じて職務に従事できること 2 次のいずれかに該当する人は受験できません。 （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 （2）福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	一次試験	二次試験
日時・会場	採用試験申込書 様式 1 、職務経歴書 様式 2 、応募動機・自己 P R により、書類選考を行います。	令和 8 年 1 月 9 日（金） ※場所・日時等の詳細は一次試験合格者に通知します。
内容	書類選考	面接試験
合格発表	令和 7 年 12 月 19 日（金）	令和 8 年 1 月 16 日（金）

※合格発表は、午前 10 時に福岡市ホームページで合格者の受験番号を掲載するとともに、受験者には郵送で結果を通知します。

4 合格から採用まで

- （1）最終合格者は、令和 9 年 3 月 31 日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- （2）候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和 8 年 4 月 1 日以降の採用を行います。
- （3）令和 8 年 4 月 1 日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- （4）地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後 1 カ月（勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

項目例	記載例
勤務日	週 5 日勤務（月曜日から金曜日）
休日	土日祝日・年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27 時間 30 分 1 日の勤務時間：原則、午前 9 時から午後 3 時半まで、または午前 10 時半から午後 5 時まで 休憩時間：60 分 ※ただし、業務の都合上、勤務時間の変更（割り振り）を行うことがあります。また、時間外勤務を命令することがあります。
給与	月額 184,231 円から 195,863 円（地域手当を含む。） ※採用日前 10 年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。
期末手当	年 2 回（6 月、12 月） ※R7 年度は年間で給与の 2.50 月分（見込み）を在職期間に応じて支給
勤勉手当	年 2 回（6 月、12 月） ※R7 年度は年間で給与の 2.10 月分（見込み）を勤務期間等に応じて支給

交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月 55,000 円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給します。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1 年間に最大 20 日）を付与します。 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、介護保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償します。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・給与等支給日：毎月 20 日 （ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当は翌月 20 日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募方法等

提出書類	①採用試験申込書 様式 1 ※採用試験申込書の裏の署名欄にも必ず署名し、日付を記入してください。 ②職務経歴書 様式 2 ※会計、財務、経理関係の業務の実務経験について、具体的に詳しく記述してください。 ③応募動機・自己PR（800字以内） ※400字詰め原稿用紙2枚以内 ※パソコンを使用する場合は、20字×20行、文字の大きさは12ポイント以上に設定してください。 ④簿記検定2級以上の合格証書等の写し ⑤110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形）1枚 ※後日、書類選考の可否通知を送付するための封筒として使用します。 ※申込書は、情報プラザ(市役所1階)、福岡市市民公益活動推進課、各区情報コーナー及び各出張所、福岡市NPO・ボランティア交流センターで配布します。
受付期間	令和7年11月17日（月）～令和7年12月8日（月）【午後5時必着】
提出方法	郵送又は持参 ①持参の場合 土日祝日を除く午前9時から午後5時の間に提出してください。 ②郵送の場合 封筒の表に「認証・認定相談員受験申込み」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録郵便（または簡易書留）で郵送してください。

提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課 認証・認定相談員採用担当宛
-----	---

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格発表後1か月間、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課

認証・認定相談員採用担当：松村、松崎

TEL 092-711-4927（平日9：00～17：00）

FAX 092-733-5768

Mail koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp